

増毛町人口ビジョン及び増毛町総合戦略の策定に係る基礎調査業務に  
係る公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の目的

この実施要領は、増毛町人口ビジョン及び増毛町総合戦略策定に関する調査・分析業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、基礎調査のための専門的な分析を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第2 業務の概要

- 1 業務名 「増毛町人口ビジョン」及び「増毛町総合戦略策定」に係る基礎調査業務
- 2 業務期間 契約締結の翌日から平成27年12月30日まで
- 3 業務の内容 増毛町人口ビジョン及び増毛町総合戦略の策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく。
- 4 提案上限額 金8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。
- 5 発注者 増毛町

第3 契約条件に関する事項

1 契約の方法

契約の方法、契約の締結は、プロポーザルで選定された優先事業者と本町との間で協議を行い、協議が成立した場合に「地方自治法施行令第167条の2第2項」に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結する。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのまま契約の内容となるとは限らない。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容が整わなかった場合は、次点の事業者と協議を行う。

2 費用の支払い

業務完了後、本町の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うものとし、前払い、部分払いは行わない。

3 費用の分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり、必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、本町は契約金額以外の費用は負担しない。

第4 応募者資格要件・応募方法等に関する事項

1 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 増毛町暴力団等排除措置要綱(平成25年達第2号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当しない者であること。

2 応募方法

公募型プロポーザルに参加する者は、次に定める受付期間中に本町の指定する書類を持参に

より提出すること。なお、郵送による受付はしない。

(1) 募集要領等の配布

- ① 配布の期間 平成27年3月31日(火)～4月10日(金)
- ② 配布の方法 募集要領等はウェブサイトからダウンロードすること。

(2) 説明会及び質問事項の受付

- ① 説明会は行わない。
- ② 質問事項の受付  
平成27年3月31日(火)から4月7日(火)17時まで  
質問票(様式任意)に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにより下記アドレスへ送付すること。なお、件名は「人口ビジョン・総合戦略プロポーザル質問(+法人)とすること。  
メールアドレス:kikakuzaisei@town.mashike.hokkaido.jp
- ③ 質問事項の回答  
平成27年4月10日(金)まで随時回答します。  
なお、質問に該当しないものについては、回答しないことがある。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 受付期間  
平成27年4月16日(木)から4月17日(金)まで  
9時から17時まで(12時15分から13時までを除く)
- ② 提出書類  
次のアからキまでの一式書類を原本一部、写し5部をクリップ留めのうえ提出すること。  
(ファイルによる製本は不要)
  - ア 企画提案書申込書(様式1)
  - イ 業務実績調書(様式2)  
平成21年度以降官公庁から受注した同種・類似の事業の実績を記載(5件まで)
  - ウ 業務推進体制(様式3)  
業務を受注した場合の担当予定者の氏名、業務の分担内容を記載
  - エ 業務担当予定者の経歴・従事業務調書(様式4)  
業務推進体制表に記載されたスタッフの経歴等を記載
  - オ 見積書(任意様式)  
全体経費及び積算内訳を記載
  - カ 企画提案書(任意様式)  
(別紙「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)
  - キ 特定テーマに係る提案書(任意様式)  
(別紙「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

(4) 書類の提出先・連絡先

増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 増毛町企画財政課企画係  
担 当: 坂口、竹内  
電 話: 0164-53-1110  
FAX: 0164-53-2348  
メールアドレス:kikakuzaisei@town.mashike.hokkaido.jp

(5) その他

- ① 提出書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出種類の撤回、修正、再提出は認めない。
- ③ 提出種類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ④ 提出書類は返却しない。
- ⑤ 同一法人からの複数の提案は認めない。
- ⑥ 提出書類の著作権は提出者に帰属するが本町が本件の選定の公表等に必要な場合には、本町は当該著作権を無償で使用できるものとする。
- ⑦ 選定された事業者の企画提案書等提出種類は、公開の対象とする。なお、選定されなかった事業者の企画提案書等提出書類は、事業者名をはじめ原則非公開とする。ただし、増毛町情報公開条例（平成12年条例第20号）その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- ⑧ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

第5 選定方法及審査基準に関する事項

1 選定方法

- (1) 本企画提案の審査、評価及び最も優れた企画提案書の選定は、本町職員で構成する選定委員会において行う。
- (2) 本件にかかるプレゼンテーションは実施しない。
- (3) 選定結果の通知  
選定結果は、決定後速やかに提出事業者に通知する。  
通知予定月日 平成27年4月23日（木）予定

2 審査基準

審査は、次表に掲げるとおりとする。

評価対象		評価項目	配点
業務実績・ 実施体制	実績・人員	本業務を遂行できるだけの経験と実績を有し、本業務を迅速・確実に遂行するための体制が取られているか	10
	見積金額	積算根拠が適切か	10
提案内容	人口分析	本町の人口特性、将来推計を行うために適した分析方法の提案となっているか	20
	経済分析	地域産業関連表を活用した経済分析が行える提案となっているか	20
	地域精通度	本町の特性、課題を踏まえた提案となっているか	20
	理解性	提案内容について誰が見ても理解できる内容でまとめられているか	10
	妥当性	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、分析の方向性が的確か	10
合計			100